冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	2022年7月19日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
〒541-0056	日本ジフィー食品株式会社
大阪市中央区久太郎町2丁目4番31号	取締役社長 岡崎 健二

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等		前年度				
	第一種特定製品の種類	年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数	
	エアコンディショナー	121 台	0 台	0 台	121 台	
	冷蔵機器及び冷凍機器	9 台	0 台	0 台	9 台	
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロ	ン充塡量	代替フロ	ン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム	
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム	
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使用時	自社で機器の簡易点検を行い、また専門業者での機器の冷媒漏れ点検 を行う。また冷媒漏れが見つかった場合は、機器の使用を停止し、専 門業者での修理を行う。				
	廃棄時	信用のおける専門業者で廃棄処分の依頼をして、廃棄後には廃棄証明 書の発行を確認する。				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使用時	エアコン洗浄を専門業者で委託しているが洗浄時に冷媒漏れ点検を 行っている。				
	専門業者に廃棄処分を依頼し、廃棄証明書の発行で廃棄確認を行って いる。					
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	2026年から乾燥機用冷凍機及び冷凍庫用冷凍機の更新予定を計画しており、C02+アンモニア 仕様で冷凍機の導入予定している。					
特記事項	水戸工場では、本年度よりC02+アンモニア仕様の冷凍機更新が行っている。					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。

^{2 「}第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。